



**明治初期の洋館(旧田代家西洋館)**

明治9年(1876)建築 国指定重要文化財(建造物)  
陶磁器の買い付けに訪れた外国人の宿泊・接待のため建てられました。洋風の外観や内部にもステンドグラスなどの洋風意匠を取り入れつつ、畳敷とするなど、明治初期に建てられた擬洋風建築の特徴をよく示しています。



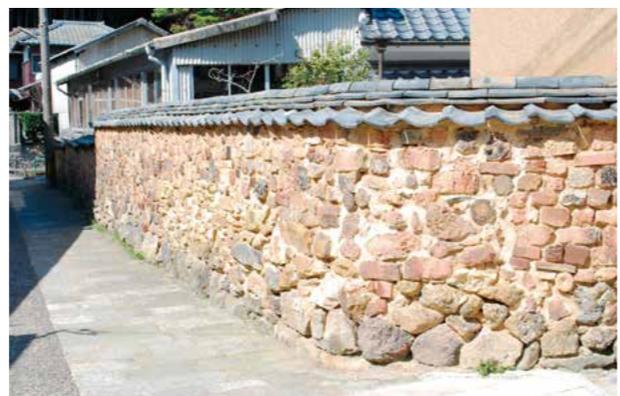
**昭和初期の町屋(徳永家)**

昭和4年(1929)頃建築  
昭和初期の典型的な中型入母屋造妻入りの町屋です。当時の徳永家は陶磁器卸商で、敷地の狭さをカバーするため地下室を設けて倉庫としていました。1階の出入り口は引き違い建具で、片側に出窓風のショーウィンドウを設け、2階は大型の窓を配置して、かつては鉄製の手すりがありました。



**大正期の町屋(手塚家)**

大正2年(1913)頃建築  
大正期の町屋の特徴は、それまでにはなかった大型の町屋が出現することです。特に手塚家は、大樽の町並み景観に重要な役割を果たしています。外観は入母屋造平入りで、2階に縦長の窓を7か所配して、外壁は灰色の漆喰で仕上げられています。



**トンバイ塀 辻精磁社(上幸平)**

トンバイとは、登り窯の構築に使う耐火レンガの廃材で、かつて多くの登り窯が使われていた時代には、手軽に入手できる材料でした。これを塀を築く際に、赤土で塗り固めて造ったのがトンバイ塀で、やきものの町有田らしさが感じられるものとなっています。



重要伝統的建造物群保存地区  
**有田内山**



**江戸後期の町屋(山口家)**

天保11年(1840)建築  
江戸期の上質町屋の典型例として貴重な存在です。外観は屋根が入母屋造妻入りで2階の白漆喰の大壁には窓を4か所設け、外側を鉄扉が覆っています。内部は奥行き方向に居間を3室並べていますが、座敷が角屋風に居間側に張り出しているため実質的には4室になっています。



**明治初期の町屋(井手家)**

明治2年(1869)建築  
妻入りの明治初期を代表する有田の町屋です。井手家は元大地主でした。外観は間口が広く、主屋の東側には土蔵も設けられ、いかにも民家らしい格子構えの外観です。屋根は入母屋造、外壁は大壁白漆喰塗りで、その端正な外観のデザインが美しい建物です。



有田町教育委員会 文化財課  
TEL.0955-43-2899(文化財課直通)  
URL <http://www.town.arita.lg.jp/main/169.html>



# 有田内山伝統的建造物群保存地区

- 伝統的建造物の  
建築年代凡例
- 江戸期
  - 明治期
  - 大正期
  - 昭和期



平成3年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区選定  
 ● 伝統的建造物 161件 ● 環境物件 130件 ● 面積 15.9ha (令和元年9月現在)  
 ● 「重要伝統的建造物群保存地区」に選定を受けた平成3年から、毎年度2~6件程度の保存修理事業を実施



内山の景観



内山の町並み



安政6年(1859)『松浦郡有田郷図』(佐賀県立図書館蔵)



泉山磁石場

## 有田内山の町並み

### 町並みの成立

内山地区の位置する有田の東部の地域は、南北を丘陵に挟まれた山間地で、窯業の開始以前には人の住まない場所でした。しかし、東端の泉山で豊富な磁器原料が発見されると、佐賀藩は1630年代後半にその西側に連なる地域に人工的に町を創出し、磁器生産の専業地としました。そして、1650年代後半には、「内山」の名称を冠して磁器生産の中核地としました。17世紀後半から約1世紀の間は、世界の磁器生産の中心地の役割も担いました。

### 町並み形成のあゆみ

現在の町並みが形成される過程には、景観に大きな変化をもたらした二つの出来事があります。一つは文政11年(1828)の大火で、窯の火が台風の風にあおられ、町のほとんどを焼失してしまいました。これ以前の建物も一部は現存するものの、現在の町並みはこの大火復興後の町並みを基盤としています。二つめは、昭和37年に行われた表通りの拡幅工事で、4~6mほどの狭い道幅が約10mに拡幅されています。その際に、不揃いだった町並みの壁面線が整えられました。

### 町並みの特徴

江戸時代の内山には東西の両端に人や物の出入りを管理するため、口屋番所が設けられていました。大通り沿いを中心とするその間の約2kmの範囲が現在の保存地区で、平成3年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。やきもので栄えた内山地区には、江戸期から昭和初期に渡る各時代を象徴する漆喰壁の町屋や洋風建築などが建ち並んでおり、進取の気質を反映した、変化に富んだ独特の町並みが形成されています。

### 伝統的建造物群

#### 保存地区の保護

有田内山の伝統的な町並みや景観を保護し、有効活用を図るため、平成元年12月に「有田町都市景観条例」を制定しました。これにより保存の基本的な方向性を定めた上で、具体的な「保存計画」を策定して保護に努めています。保存地区内には、民家のほか寺社や蔵などの「伝統的建造物」やトンバイ塀や石垣などの「環境物件」があり、所有者からの申請により、年に数件ずつを選んで、国・県・町の補助による修理事業を実施しています。